

# « 住民集団健康診査のご案内 »

\*日程等は裏面参照

予約不要です。直接会場にお越しください。

●特定健康診査、後期高齢者健診等健康診査を受診できるのは、同一年度内に1回のみです。

●健診前日からアルコール摂取と激しい運動を控え、健診当日はできるだけ直近の食事(朝食又は昼食)をとらないでください。(飲水は可)  
※ 健診結果は、おおむね2週間から1カ月程度で北海道結核予防会より郵送されます。



## 特定健康診査

健診内容	対象年齢等	対象者	費用	受診に必要なもの
○基本的な健診 ・身体診察 ・問診 ・身体計測 (身長、体重、腹囲) ・血圧測定 ・血液検査 (脂質、肝機能、血糖、腎機能) ・尿検査 (尿糖、尿蛋白)	40歳  74歳	●札幌市国民健康保険にご加入の方(とくとく健診)  ●全国健康保険協会(協会けんぽ)にご加入の被扶養者(ご家族)の方  ※その他の健康保険にご加入の方も受診できる場合があります。受診前にご加入の健康保険者(健保組合、共済組合等の保険証の発行元)にご確認ください。	600円 (市・道民税非課税世帯の方、年度内に40歳に到達する方は0円。受診券に記載あり)	◎特定健康診査受診券 ◎健康保険証 ◎前年度の健診結果(お持ちの方)
○詳細な健診 (貧血検査、心電図検査、眼底検査)		【詳細な健診の対象者】一定の条件を満たし、かつ、医師が必要と認めた方 【詳細な健診の費用】受診券に記載されている額、または負担率	受診券に記載されている額、または負担率	

## 後期高齢者健診

健診内容	対象年齢等	対象者	費用	受診に必要なもの
・身体診察 ・問診 ・身体計測 (身長、体重) ・血圧測定 ・血液検査 (脂質、肝機能、血糖、腎機能) ・尿検査 (尿糖、尿蛋白)	・75歳以上  ・65歳以上の後期高齢者医療制度に加入の方	札幌市にお住まいの後期高齢者医療制度にご加入の方(札幌市発行の受診券をお持ちの方)	400円 (市・道民税非課税世帯の方は0円。受診券に記載あり)	◎後期高齢者健診受診券 ◎後期高齢者保険証 ◎前年度の健診結果(お持ちの方)

## 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯 健康診査

健診内容	対象者	費用	受診に必要なもの
○40~74歳の方は、「特定健康診査」の「基本的な健診」と同様 ○75歳以上の方は「後期高齢者健診」の健診内容と同様	40歳以上の方(令和7年3月末までに40歳になる方を含む) ※付加健診の受診はできません	無料	◎生活保護世帯の方は、生活保護世帯健康診査受診券 ◎中国残留邦人等の支援給付世帯の方は、本人確認証

札幌市国民健康保険とくとく健診(特定健診)受診券または  
札幌市発行の後期高齢者健診受診券をお持ちの方へ

希望者は、とくとく健診(特定健診)または後期高齢者健診と同時に付加健診を受診できます。  
(付加健診単独での受診はできません。)

健診内容	対象者	費用
付加健診 ・血液検査(白血球数) ・貧血検査 (ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数) ・心電図検査 (体表面12誘導)	①札幌市国民健康保険のとくとく健診(特定健診)を受ける方 ②札幌市の後期高齢者健診を受ける方	500円 (市・道民税課税・非課税にかかわらず)

## 肺がん検診・結核定期健康診断・肝炎ウイルス検査

\*対象者であれば健康保険の種類に関係なく受診可

検査の種類	検査内容	対象者	費用	受診に必要なもの
肺がん検診(受診日現在で満40歳以上) 結核定期健康診断(65歳以上、肺がん検診と同時実施)	① 問診、胸部エックス線検査 ② 咳痰細胞診(問診の結果により実施)	肺がん検診は、札幌市にお住まいで職場等で検診を受ける機会がなく、検診当日に40歳以上の方(39歳の方は不可) 結核健診は、65歳以上の方(肺がん検診と同時実施) 注:胸部エックス線検査の時には、上半身に金属・プラスチック・ボタン・ファスナー等が付いたものの着用は避けてください。	① 無料 ①+② 400円 ※	健康保険証、運転免許証、パスポートなどの氏名・年齢・住所を確認できるもの
肝炎ウイルス検査	B型・C型肝炎ウイルス検査	札幌市にお住まいで、過去に肝炎ウイルス検査を受診したことがない方。	無料	

\* 70歳以上の方、市・道民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付世帯の方、65歳~69歳で後期高齢者医療にご加入の方は証明書の提示により無料となります。

なお、肺がん検診にて喀痰細胞診が無料となる「市・道民税非課税世帯」の判断基準は、札幌市国民健康保険における特定健康診査の判断基準と異なることから、費用が0円である特定健康診査受診券を証明書とすることはできませんので、ご注意ください。

「市・道民税非課税世帯」として喀痰検査を無料で受診するためには、18歳以上の世帯員全員分が非課税である「市・道民税課税証明書」か、65歳以上で保険料段階が第1~3段階の介護保険料納入通知書等(何れも最新のもの)を提出する必要があります。